平成２８年（フ）第４９８号
東京都日野市南平６―12―29―101、住民票上の住所東京都港区三田２丁目20番20―305号
破産者　平田　泰三
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２１号
東京都八王子市長沼町1308番地２
破産者　株式会社ＤｒｅａｍＣｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６６７号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地４―15―405
破産者　飛田　賢二
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６７６号
横浜市磯子区田中２丁目21番18号
破産者　有限会社トライテック
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９９号
横浜市神奈川区大口仲町174番地１号101号室
破産者　核建築工房有限会社
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９４号
横浜市中区寺久保42、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区尾上町４丁目47番地大和横浜ビル405
破産者　株式会社ジャパンアンカーズ
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１号
長野県佐久市春日577番地１
破産者　有限会社須田木材
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２０号
宮崎県都城市山之口町富吉2989番地４、開始決定時の住所宮崎県都城市都北町5676番地５
破産者　安樂　　守
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県姶良市西餅田60番地６　ガーデンプレイス姶良Ａ202号
破産者　町田　一馬
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４８３号
福岡市博多区三筑１丁目４番19号
破産者　大庭　達也
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４号
宮城県気仙沼市松崎地生63番地２　市営鶴巻住宅67号
破産者　熊谷　　淳
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第１８８２号
福岡県糸島市潤３丁目17番10―101号
破産者　遠藤　龍郎
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３５号
福岡市博多区祇園町８番13号　第一プリンスビル408号
破産者　松川　正博
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４３号
福岡市東区原田４丁目27番18―211号、前住所福岡市博多区博多駅南５丁目１番16―301号
破産者　林田　朋千
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５５号
福岡市東区香椎６丁目１番９―203号
破産者　末藤陽一郎
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９２号
福岡県福津市西福間２丁目13番13号　ＣＢ福津フェリーチェ105号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地68
破産者　藤　　貴昭
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８０号
福岡市博多区博多駅南６丁目13番２―302号
破産者　平山　龍吉
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４１号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目13番５号101、前住所静岡県焼津市上新田793番地の２
破産者　蒔田　妙子（旧姓野末）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８７１号
福岡市南区塩原１丁目９番１―205号
破産者　熊谷　典子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部